

水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量の総量規制基準の設定方法について
(答申)

平成 23 年 1 月

中央環境審議会

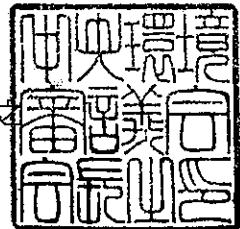


中環審第589号
平成23年1月17日



環境大臣
松本 龍 殿

中央環境審議会
会長 鈴木基



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量の総量規制基準の設定方法について（答申）

平成22年5月18日付け諮問第278号により中央環境審議会に対してなされた「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

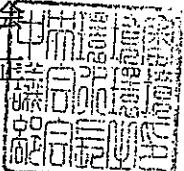
中環水第5号

平成23年1月17日



中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

中央環境審議会水環境部
部会長 岡田光正



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の
総量規制基準の設定方法について（報告）

平成22年5月18日付け諮問第278号により中央環境審議会に対してなされた「水質に
係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について（諮
問）」については、報告を別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので報告
する。

別添

水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量の総量規制基準の設定方法について

目 次

I 総量規制基準の位置付け	1
II 総量規制基準の適用	2
1 指定地域内事業場に対する法の適用.....	2
2 総量規制基準値の算出方法	3
III 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項 ...	4
IV 総量規制基準の設定方法の検討	4
1 時期区分の検討.....	4
2 業種等の区分の検討.....	4
3 C値の範囲の検討	5
V 総量規制基準の設定方法	8
1 東京湾等における総量規制基準の設定方法	8
2 大阪湾を除く瀬戸内海における総量規制基準の設定方法	9
VI 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項.....	9
1 東京湾等について	10
2 大阪湾を除く瀬戸内海について	10
別表 1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲	
別表 2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲	
別表 3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲	

I 総量規制基準の位置付け

水質総量削減は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であって、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく排水基準（濃度基準）のみでは環境基準の確保が困難と認められる水域において、水質汚濁を防止するための制度である。水質総量削減の対象となっている水域（指定水域）及び指定水域の水質の汚濁に關係のある地域（指定地域）は図1のとおりである。

本制度において、環境大臣は指定水域ごとに総量削減基本方針を定め、目標年度並びに発生源別及び都府県別の化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を示すこととされている。これに基づき、関係都府県知事が削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。また、総量削減基本方針における削減目標量は、法第4条の2第2項に基づき、目標年度における汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案して、実施可能な限度において定めることとされている。

指定水域に係る主な汚濁負荷は図2のとおりであり、これらから排出される汚濁負荷量を削減するため、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量50m³以上の特定事業場）の排出水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・畜産・農業等に対する削減指導等が行われている。

平成22年3月の中央環境審議会答申「第7次水質総量削減の在り方について」（以下「在り方答申」という。）では、東京湾、伊勢湾及び大阪湾（以下「東京湾等」という。）においては環境基準達成率が低く、しかも大規模な貧酸素水塊が発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があるが、大阪湾を除く瀬戸内海の水質は他の指定水域と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく必要があるとされた。

また、富栄養化が解消された閉鎖性海域における窒素、りん等の栄養塩類の管理の在り方などに関し、調査研究を推進する必要があり、そのためには、指定水域、指定地域における各種モニタリングを適切に実施していくことが極めて重要であるとされた。

○東京湾等

- ・ 生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。また、窒素及びりんに係る汚濁負荷量削減のために高度処理化を推進する。加えて、合流式下水道について

は、雨水滯水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。

- ・指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、6次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。
- ・総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。
- ・農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への参入促進、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減などに配慮した環境保全型農業を一層推進する。
- ・畜産農業については、家畜排せつ物処理施設の補完的又は性能向上を目指した整備や、指導体制の整備等による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等の高度利用等を推進する。
- ・養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の負荷を低減する配合飼料の開発等を進める。

○大阪湾を除く瀬戸内海

生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく。

また、いずれの水域においても、汚濁負荷削減対策と共に、干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等の施策も併せて実施することとされている。

このように水質総量削減制度は指定水域に流入する汚濁負荷量を総合的に削減すること等により、指定水域の水質の改善等を図る制度であり、総量規制基準による汚濁負荷量の規制はその中でも重要な役割を果たしている。

II 総量規制基準の適用

1 指定地域内事業場に対する法の適用

総量規制基準遵守のため、以下のような規定が法に設けられている。

- ・特定施設の設置又は構造等変更の届出及び事前措置命令
- ・総量規制基準遵守義務

- ・汚水の処理方法等の改善命令
- ・汚濁負荷量の測定・記録・保存^(※)義務
- ・立入検査・報告徴収

^(※)を付した保存義務については平成22年5月の水質汚濁防止法改正で追加(平成23年5月までに施行予定)。

これらの関係を整理すると図3のとおりであり、都府県及び法に基づく政令市において、指定地域内事業場が総量規制基準を遵守しているかどうかを立入検査等で把握し、適切な対応を的確に行うことが、本制度にとって重要である。

なお、瀬戸内海においては、特定施設の設置又は構造変更等について、原則として届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を要する。

2 総量規制基準値の算出方法

第6次水質総量削減(以下、「第6次」という。)における指定地域内事業場の総量規制基準は次の算式により定められている。

$$COD\ Lc\ (kg/日) = (Cej \cdot Qej + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素}\ Ln\ (kg/日) = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん}\ Lp\ (kg/日) = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$$

Qは、表1の時期区分の特定排出水(排出水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。)の水量($m^3/日$)である。

また、CはQの時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が定める業種その他の区分(以下「業種等の区分」という。)及び区分ごとの範囲(以下「C値の範囲」という。)において都府県知事が定める値(濃度:mg/L)である。

表1 Q(特定排出水の量)の時期区分

時期区別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30以前の水量	Qco		
S55.7.1～H3.6.30に増加した水量	Qci	Qno	Qpo
H3.7.1～H14.9.30に増加した水量	Qcj		
H14.10.1以降に増加した水量		Qni	Qpi

指定地域において、事業者が法に基づく特定施設の設置届出等を行う際、COD、窒素及びりんについては業種等の区別の汚染状態及び水量を届出書に

記載することとされており、その届出水量を用い、上の算式により総量規制基準値が計算される。

III 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項

在り方答申では、東京湾等については、さらに水環境の改善を進める必要があり、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされた。また、大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないようにするために、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していくこととされた。

このため、総量規制基準の設定方法についても、東京湾等と大阪湾を除く瀬戸内海とを分けて定めることが適当である。

IV 総量規制基準の設定方法の検討

1 時期区分の検討

第6次における時期区分は、II-2のとおり、CODについては3段階、窒素及びりんについては2段階となっている。これは、制度開始時等において既に存在していた施設における対応の困難性を考慮し、新增設された施設に適用するC値と既存の施設に適用するC値とを分けることを目的としたものである。

しかしながら、長年にわたる技術の進展により、汚濁負荷発生の少ない製造方法や優れた排水処理方法が登場しており、以前より排水水質は確実に向上来ている。特にCODに関しては、本制度が適用されてから30年余りが経過しているところである。

これらのことと踏まえ、時期区分を変更する必要があるかどうかを検討した。

2 業種等の区分の検討

①区分の変更

業種等の区分については、第6次で見直しを行ったことを踏まえ、第6次で設定した215の区分を踏襲することを前提としつつ、変更する必要があるかどうかを検討した。

②区分の名称

業種等の区分の名称については、日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月）における名称変更を踏まえ、関係する産業分類の名称が変更された業種等の区分について、名称の変更が必要かどうかを検討した。

3 C値の範囲の検討

処理技術動向等を考慮するため、見直し検討を行う業種等の区分を抽出し、排水実態等を踏まえ、見直しの妥当性を検討した。

ア 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

これまでのC値の範囲の設定状況や、第6次における各都府県のC値の設定状況、排水基準値などを参考に、表2のとおり見直し検討を行う業種等の区分を抽出した。

表2 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

抽出の観点	具体的な内容
過去のC値の範囲の設定状況から	①C値の範囲が強化されていない業種等の区分 ②既存施設（Qo）と新增設された施設（QiやQj）との比較において既存施設に係るC値の範囲と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種等の区分
現状より悪化させない観点から	③国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分
排水基準値との関係性から	④閉鎖性海域に係る窒素・りんの暫定排水基準（平成20年10月1日から新基準が適用開始）対象業種に該当する業種等の区分 ⑤C値の範囲の上限値が一律排水基準の日最大値より大きい業種等の区分

①C値の範囲が強化されていない業種等の区分

CODについて、Coの範囲（上限値・下限値）が第1次から第6次まですべて同一である業種等の区分を見直しの検討対象とした。ただし、下限値が10mg/Lのものは除いた。

②CODのCoとCj、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種等の区分

第6次において、CODはCoとCjの上限値同士の比率（Co上限値／Cj上限値）が極めて大きい業種等の区分（比率が2.0を超えるもの）、窒素・りんはCoとCiの上限値同士の比率（Co上限値／Ci上限値）が極めて大きい業種等の区分（比率が4.0を超えるもの）を、それぞれ見直しの検討対象とした。

③国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分

第6次において、国が定めたCo上限値が、都府県が定めたCoのうちの最大値より大きい場合は見直しの検討対象とした。なお、区分232（いずれにも分類されないもの）は除いた。

④暫定排水基準対象業種に該当する業種等の区分

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に対して、平成20年10月1日から平成25年9月30日までの間、窒素に関して4業種、りんに関して2業種を対象に暫定排水基準が適用されている。これらに該当する業種等の区分を見直しの対象とした。

⑤C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種等の区分

第6次におけるCo上限値が、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準の日最大値（COD160mg/L、窒素120mg/L、りん16mg/L）より大きい業種等の区分を、見直しの検討対象とした。

イ C値の範囲の見直し方法の設定

見直し検討の対象となる業種等の区分を抽出後、以下の考え方でC値の範囲の見直し案を検討した。

①C値の範囲が強化されていない業種等の区分

指定地域内事業場における平成21年度の実績最大水質（以下「最大水質」という。）がCoの上限値未満の場合は、最大水質までCoの上限値を引き下げる。

②CODのCoとCj、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種等の区分

最大水質がCoの上限値未満の場合は、最大水質までCoの上限値を引き下げる。

③国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分

Coの上限値を、都府県が定めたCo値のうちの最大値まで引き下げる。

④暫定排水基準対象業種に該当する業種等の区分

Coの上限値が暫定排水基準の日最大値より大きい場合は、Coの上限値を暫定排水基準の日最大値まで引き下げる。

⑤C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種等の区分

最大水質が一律排水基準の日最大値を下回っている場合は、Coの上限値を一律排水基準の日最大値まで引き下げる。

①～⑤の複数に該当する場合

複数の抽出条件に該当し、それぞれに対応した見直し方法で得られた結果が異なる場合は、引き下げた結果の値が最も大きな値（引き下げ幅が最も小さな値）を採用する。

ウ 水質実態等の勘案

見直し検討対象業種等の区分における使用原材料・処理工程・排水処理方式・負荷量排出実績や同一業種の水質実態等を勘案するなどにより、見直し案の妥当性を個別に判断し、必要に応じ見直し案の修正を行った。また、総量規制基準は排出負荷量で規定されることから、水質のみで評価を行うことなく、C値の範囲の見直しが排出負荷量として遵守可能かどうか、という観点からも評価を行った。

エ 留意事項

C値の上限値・下限値の設定最低単位、範囲の幅等については、表3のとおりとする。

Coの上限値の見直しの結果、Coの下限値との差（Co値の範囲の幅）が表3に示した幅を保てない場合は、適切な幅が保てるようにCoの下限値を下げる。

C_o の上限値を見直した結果、 C_i の上限値、 C_j の上限値が C_o の上限値より大きくなる場合は、その値を C_o の上限値と同値とする。これにより C_i 、 C_j の上限値と下限値の差が表 3 に示した幅を保てない場合は、 C_o と同様の調整を行う。

なお、当該業種等の区分に該当する事業場が無い場合は、見直しを行わない。

表 3 C 値の範囲の幅等

	COD	窒素	りん
設定最低単位	5mg/L	5mg/L	0.5mg/L
C 値の範囲の幅 (上限値と下限値 の差)	10mg/L以上 ただし、下限が10mg/L の場合は5mg/L以上	10mg/L以上 ただし、下限が10mg/L の場合は5mg/L以上	1mg/L以上 ただし、下限が1mg/L の場合は0.5mg/L以上
下限値の最低値	10mg/L	10mg/L	1mg/L
C 値の範囲間の関 係	C_i 及び C_j は C_o 以下 かつ C_j は C_i 以下	C_i は C_o 以下	C_i は C_o 以下

V 総量規制基準の設定方法

IVにおける検討を踏まえ、第7次総量規制基準の設定方法を、以下のとおりとすることが適当である。

1 東京湾等における総量規制基準の設定方法

(1) 時期区分

時期区分は変更しない。

ただし、CODの C_o について、排水の実態や処理技術の状況等を考慮した上で、 C_i 又は C_j と同値となるように見直す。

なお、 C_o については、 C_i 又は C_j と同値となるよう今後も順次見直しを検討していく。また、特定施設又は処理施設を更新した場合の適切な取扱いについて、今後検討していく。

(2) 業種等の区分

①区分の変更

業種等の区分は変更しない。

なお、平成 20 年 9 月 30 日の排水基準を定める省令の改正により、窒素含有量及びりん含有量の排水基準において、畜産農業については、総面積が 50m² 以上の豚房施設を有するものは暫定排水基準が適用され、それ以外は一般排水基準が適用されたことから、窒素及びりんについては、畜産農業に「総面積が 50m² 以上の豚房施設を有するもの」という備考を設ける。

②区分の名称

業種等の区分の名称については、産業分類名称の変更を踏まえて変更する。

(3) C 値の範囲

CODについては別表 1 、窒素については別表 2 、りんについては別表 3 のとおりとする。

2 大阪湾を除く瀬戸内海における総量規制基準の設定方法

(1) 時期区分

東京湾等と同様とする。

(2) 業種等の区分

①区分の変更

業種等の区分変更は行わず、畜産農業における備考設定も行わない。

②区分の名称

東京湾等と同様の名称変更を行う。

(3) C 値の範囲

在り方答申では、現在の水質が悪化しないようにするために、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等を継続して実施していくこととされたことから、(1) の趣旨による検討も行った上でC 値の範囲は第 6 次のまととし、変更は行わない。

VI 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

環境大臣が総量規制基準の設定方法を定めた後、都府県知事が総量規制基準を定めることとなるが、以下の点に留意して、総量規制基準を定めることが適当である。

1 東京湾等について

(1) 設定の趣旨

在り方答申では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされている。

今回の見直しはこうした考え方に基づき、現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うものである。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。

(2) 指定地域内事業場の実態の把握

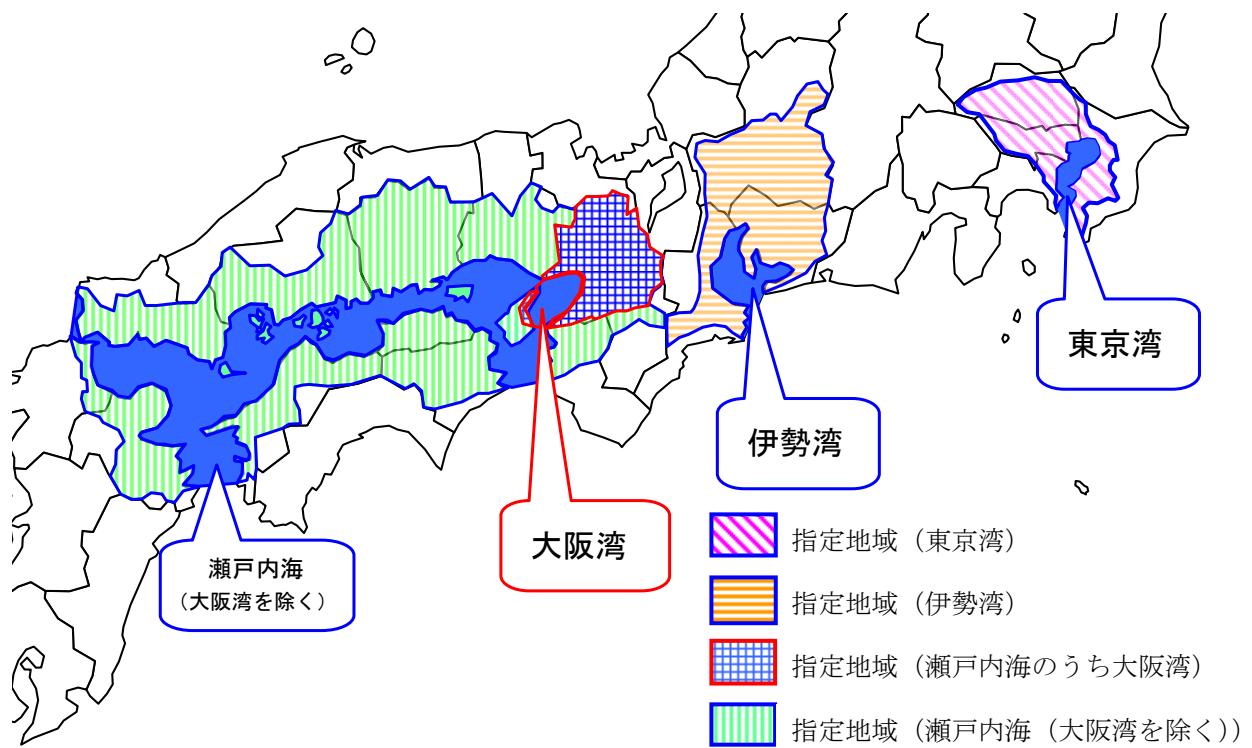
総量規制基準の設定に当たっては、指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮することが必要である。

なお、汚濁負荷削減の取組の評価に当たっては、必要に応じて、C O D、窒素及びりんを相互に評価するとともに、B O D、浮遊物質量（S S）その他の排水基準項目・物質の排出状況についても評価することが適当である。

また、汚濁負荷削減の手段としては、濃度の改善だけではなく、水量の削減も重要である。污水の再生利用等により排出水の汚濁負荷は削減される一方、濃度が増加することもあることにも配慮すべきである。

2 大阪湾を除く瀬戸内海について

前述のように、在り方答申では、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく必要があるとされたことから、C値の範囲は変更しないこととした。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図1 指定水域及び指定地域

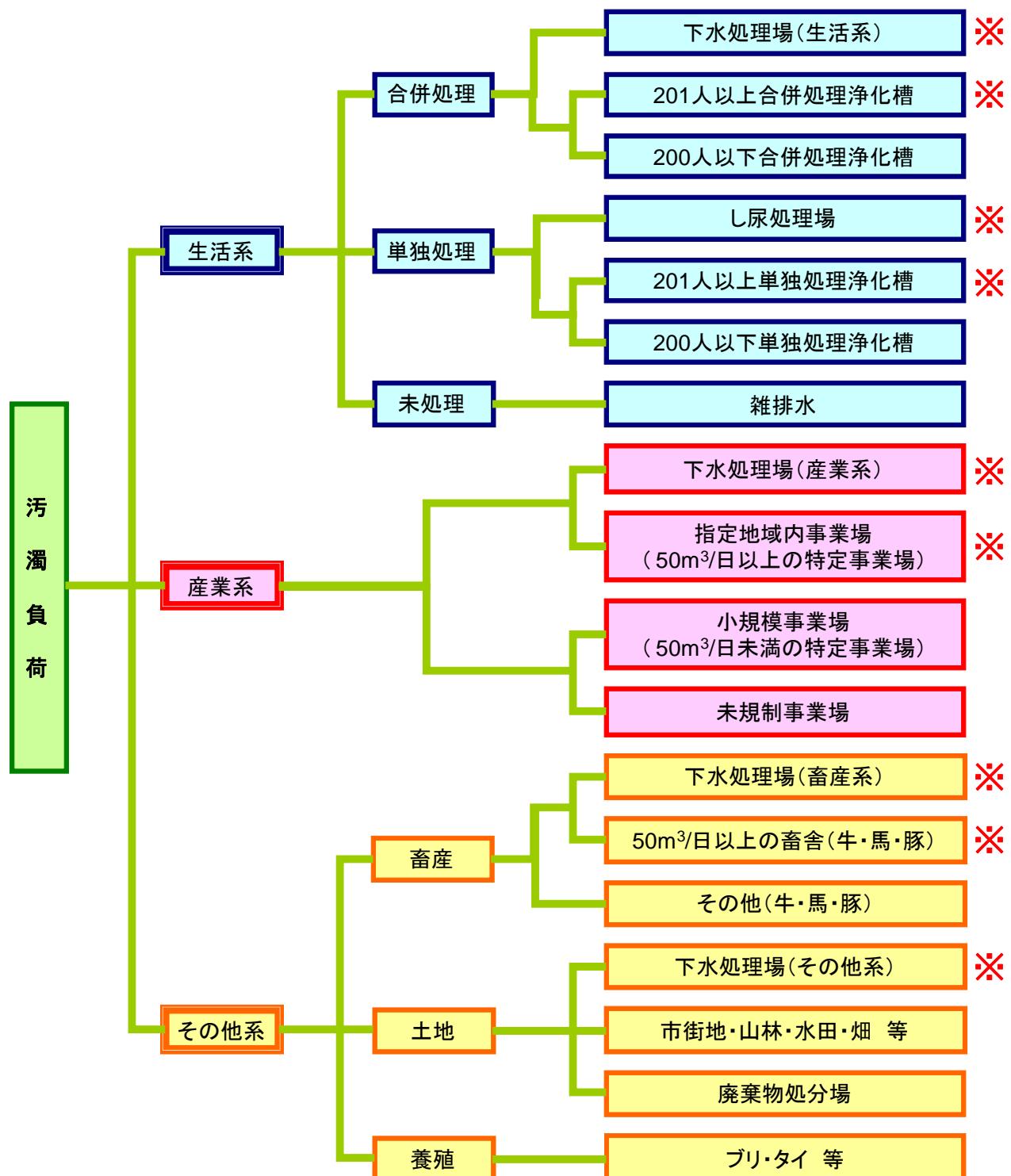
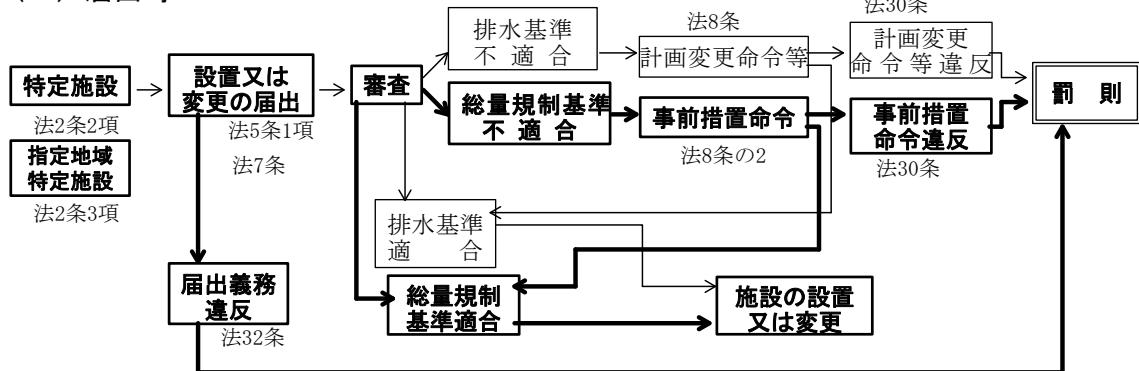
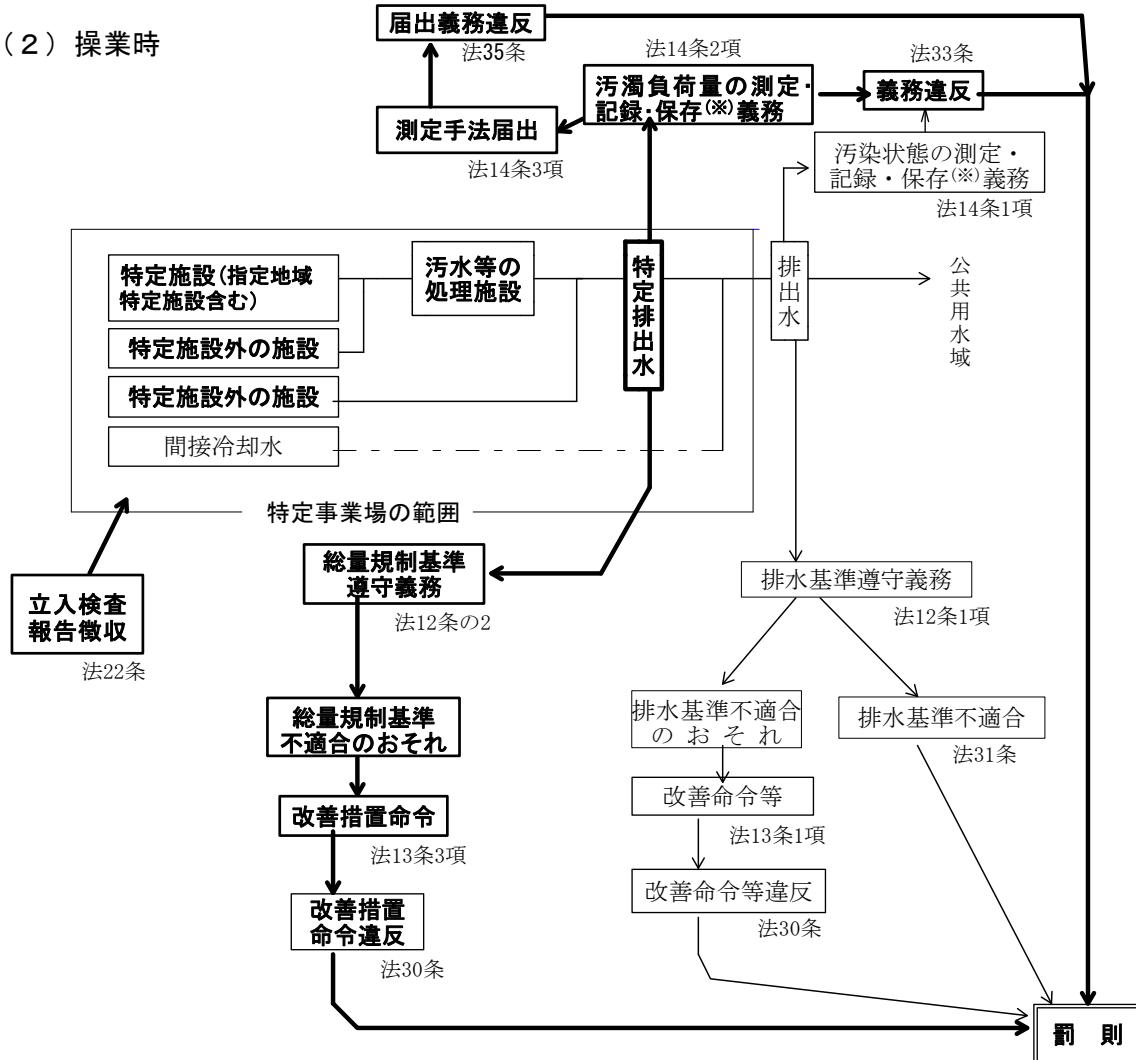


図2 汚濁負荷の分類

(1) 届出時



(2) 操業時



太字が総量規制基準に関係する事項である。

※を付した法に基づく保存義務については平成22年5月の水質汚濁防止法改正で追加(平成23年5月までに施行予定)。

図3 総量規制基準に係る水質汚濁防止法の適用関係

**中央環境審議会水環境部会
総量規制基準専門委員会委員名簿**

委員長	岡田 光正	放送大学教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
臨時委員	松田 治	広島大学名誉教授
専門委員	河村 清史	埼玉大学大学院理工学研究科教授
専門委員	木幡 邦男	国立環境研究所水土壌圏環境研究領域長
専門委員	清水 俊昭	国土交通省国土技術政策総合研究所 下水道研究部長
専門委員	田中 康男	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産草地研究所 淨化システム研究チーム チーム長
専門委員	中田 薫	独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所海洋生産部部長
専門委員	平沢 泉	早稲田大学理学院応用化学専攻教授
専門委員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授

審議経過

平成22年3月31日 第22回中央環境審議会水環境部会

(主な議題)

- ・総量規制基準専門委員会の設置について

平成22年5月18日

環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」諮問
水環境部会へ付議

平成22年6月24日 第1回専門委員会

(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法の改定に当たっての検討事項等について

平成22年9月24日 第2回専門委員会

(主な議題)

- ・業種区分及び時期区分について
- ・総量規制基準見直しの進め方について

平成22年11月2日 第3回専門委員会

(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法（素案）について
- ・総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲（素案）について

平成22年11月25日 第4回専門委員会

(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法について

平成22年11月30日～12月13日

専門委員会報告案についてパブリックコメント手続きの実施

平成22年12月24日 第5回専門委員会

(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法について

平成23年1月17日 第26回中央環境審議会水環境部会

(主な議題)

- ・水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について

平成23年1月17日

中央環境審議会会長から環境大臣に対し、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」答申

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
2	畜産農業	Cco	70	110	70	100	70	110		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	60	70	60	75	60	70		
3	天然ガス鉱業	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	60	70	60	70	60	70		
4	非金属鉱業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	Cco	40	50	40	70	40	50	内製品製造業 日本標準産業分類による名 称変更	
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
6	乳製品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
6項の備考	平成8年9月1日以後に特定施設の設 置又は構造等の変更により増加する特 定排出水の量を除く特定排出水の量 (以下「平成8年9月1日前の特定施設 に係る量」という。)にあっては	Cco	30	50	30	50	30	50		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cco	40	50	40	60	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
9	寒天製造業	Cco	80	120	80	120	55	65		
		Cci	80	100	80	100	55	65		
		Ccj	80	100	80	100	55	65		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cco	30	40	30	60	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるもの を除く。)	Cco	30	40	30	80	30	40		
		Cci	30	40	30	60	30	40		
		Ccj	20	30	20	50	20	30		
12	冷凍水産物製造業	Cco	30	50	30	70	30	50		
		Cci	30	40	30	50	30	40		
		Ccj	20	30	20	50	20	30		
13	冷凍水産食品製造業	Cco	40	50	40	80	40	50		
		Cci	40	50	40	70	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	50	40	70	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	Cco	30	85	30	100	30	85		
		Cci	30	70	30	60	30	70		
		Ccj	30	60	30	60	30	60		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
16	野菜漬物製造業	Cco	40	80	40	80	40	80		
		Cci	40	60	40	50	40	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
17	味噌製造業	Cco	70	80	70	95	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	30	50	30	80	30	50		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cco	70	80	70	95	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	40	50	40	80	40	50		
19	うま味調味料製造業	Cco	20	30	20	70	20	30		
		Cci	20	30	20	35	20	30		
		Ccj	20	30	20	35	20	30		
20	ソース製造業	Cco	30	40	30	70	30	40		
		Cci	30	40	30	50	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
21	食酢製造業	Cco	40	60	40	70	40	60		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
22	砂糖精製業	Cco	40	80	40	80	40	80		
		Cci	40	60	40	60	40	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cco	50	90	50	90	50	90		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
24	小麦粉製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
25	パン製造業	Cco	30	50	30	80	30	50		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
26	生菓子製造業	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	50	40	70	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cco	40	50	40	60	40	50		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
28	米菓製造業	Cco	40	60	40	70	40	60		
		Cci	40	60	40	70	40	60		
		Ccj	40	50	40	70	40	50		
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	Cco	40	50	40	70	40	50		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
30	植物油脂製造業	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
31	動物油脂製造業	Cco	40	50	40	80	40	50		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
32	食用油脂加工業	Cco	40	50	40	55	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	Cco	50	60	110	120	50	60		
		Cci	50	60	100	110	50	60		
		Ccj	40	50	90	100	40	50		
34	穀類でんぶん製造業	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		
35	めん類製造業	Cco	30	70	30	80	30	70		
		Cci	30	40	30	60	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
37	豆腐・油揚製造業	Cco	30	60	30	80	30	60		
		Cci	30	40	30	60	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
38	あん類製造業	Cco	60	70	60	100	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	40	60	40	70	40	60		
39	冷凍調理食品製造業	Cco	30	50	30	50	30	50		
		Cci	20	30	20	50	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	Cco	30	50	30	60	30	50		
		Cci	30	40	30	55	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
41	清涼飲料製造業	Cco	20	60	20	60	20	60		
		Cci	20	40	20	50	20	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
42	果実酒製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
43	ビール製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
44	清酒製造業	Cco	30	70	30	70	30	70		
		Cci	30	40	30	50	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cco	30	60	30	60	30	60		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
46	インスタントコーヒー製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
47	配合飼料製造業	Cco	20	30	20	65	20	30		
		Cci	20	30	20	40	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
48	単体飼料製造業	Cco	20	30	20	85	20	30		
		Cci	20	30	20	50	20	30		
		Ccj	20	30	20	50	20	30		
49	有機質肥料製造業	Cco	20	70	20	70	20	50		
		Cci	20	30	20	40	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
50	たばこ製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	20	40	20	40	20	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cco	30	60	30	60	30	60		
		Cci	30	60	30	60	30	60		
		Ccj	30	60	30	60	30	60		
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cco	75	85	80	90	75	85		
		Cci	75	85	80	90	75	85		
		Ccj	70	80	70	80	70	80		
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cco	90	100	90	100	90	100		
		Cci	90	100	90	100	90	100		
		Ccj	90	100	90	100	90	100		
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	Cco	40	50	40	60	40	50		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	30	50	30	60	30	50		
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cco	80	120	80	120	80	120		
		Cci	80	100	80	100	80	100		
		Ccj	80	100	80	100	80	100		
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco	90	120	90	100	90	120		
		Cci	90	100	90	100	90	100		
		Ccj	90	100	90	100	90	100		
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco	50	100	50	100	50	100		
		Cci	50	80	50	80	50	80		
		Ccj	50	70	50	70	50	70		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco	50	100	50	100	50	100		
		Cci	50	70	50	60	50	70		
		Ccj	50	70	50	60	50	70		
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco	90	120	90	120	90	120		
		Cci	90	100	90	120	90	100		
		Ccj	80	95	80	110	80	95		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cco	70	90	70	80	70	90		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	60	75	60	80	60	75		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水し た織物製造工程に係るもの	Cco	40	50	40	90	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程 に係るもの	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
68	繊維工業(整理番号55の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	Cco	30	90	30	100	30	90		
		Cci	30	70	30	40	30	70		
		Ccj	30	50	30	40	30	50		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cco	40	70	40	70	40	70		
		Cci	40	70	40	70	40	70		
		Ccj	40	70	40	70	40	70		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	Cco	30	40	30	70	30	40		
		Cci	30	40	30	60	30	40		
		Ccj	30	40	30	60	30	40		
71項の備考	接着機洗浄水を循環するものにあって は	Cco	10	30	10	30	10	30		
		Cci	10	30	10	30	10	30		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
75	木材薬品処理業	Cco	20	30	20	40	20	30		
		Cci	20	30	20	40	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で溶解パルプ製造工程に係る もの	Cco	70	80	70	80	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	60	70	60	80	60	70		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でサルファイトパルプ製造工程 に係るもの	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	60	70	60	70	60	70		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でグランドパルプ製造工程、リ ファイナーグランドパルプ製造工程又 はサーモメカニカルパルプ製造工程に 係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で未さらしケミグランドパルプ製 造工程又は未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	Cco	70	80	140	150	70	80		
		Cci	70	80	130	150	70	80		
		Ccj	70	80	120	130	70	80		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしケミグランドパルプ製 造工程(前工程の未さらしケミグランドパ ルプ製造工程を含む。)又はさらしセミ ケミカルパルプ製造工程(前工程の未 さらしセミケミカルパルプ製造工程を含 む。)に係るもの	Cco	80	90	80	90	80	90		
		Cci	80	90	80	90	80	90		
		Ccj	80	90	80	90	80	90		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で未さらしクラフトパルプ製造工 程に係るもの(次項に掲げるものを除 く。)	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしクラフトパルプ製造工 程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造 工程を含む。)に係るもの	Cco	70	100	70	80	70	100		
		Cci	70	100	70	80	70	100		
		Ccj	60	70	60	80	60	70		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
82項の備考	精選工程においてドラム型洗浄機を使 用しているものにあっては	Cco	80	100	80	90	80	100		
		Cci	70	100	70	80	70	100		
		Ccj	60	80	60	80	60	80		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とするパルプ製 造工程に係るもの(次項に掲げるもの を除く。)	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とし脱インキ又は 漂白を行うパルプ製造工程(前工程の 離解工程を含む。)に係るもの	Cco	90	130	90	110	90	130		
		Cci	90	100	90	105	90	100		
		Ccj	80	90	80	100	80	90		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で木材又は古紙以外のものを 原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cco	100	110	100	120	100	110		
		Cci	100	110	100	120	100	110		
		Ccj	70	80	70	90	70	80		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でグランドパルプ、リファイナ ークランドパルプ又はサーモメカニカル パルプを主原料とする洋紙製造工程 (前工程のグランドパルプ、リファイ ナーグランドパルプ又はサーモメカニ カルパルプ製造工程を有するものに限 る。)に係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で洋紙製造工程に係るもの(前 項に掲げるものを除く。)	Cco	30	40	30	50	30	40		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で板紙製造工程に係るもの	Cco	40	60	40	60	40	60		
		Cci	40	60	40	50	40	60		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
89	機械すき和紙製造業	Cco	60	80	60	70	60	80		
		Cci	60	80	60	70	60	80		
		Ccj	60	80	60	70	60	80		
89項の備考	パルプ製造工程を有するものにあって は	Cco	60	110	60	110	60	110		
		Cci	60	90	60	90	60	90		
		Ccj	60	80	60	70	60	80		
90	手すき和紙製造業	Cco	90	100	90	100	90	100		
		Cci	90	100	90	100	90	100		
		Ccj	80	100	80	100	80	100		
91	塗工紙製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
92	段ボール製造業	Cco	20	60	40	60	20	60		
		Cci	20	60	40	60	20	60		
		Ccj	15	30	40	60	15	30		
93	重包装紙袋製造業	Cco	70	80	70	80	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	70	80	70	80	70	80		
94	セロファン製造業	Cco	25	40	40	50	25	40		
		Cci	25	40	40	50	25	40		
		Ccj	15	40	40	50	15	40		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
95	乾式法による繊維板製造業	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	80	90	80	100	80	90		
		Cci	80	90	80	90	80	90		
		Ccj	60	70	60	80	60	70		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	30	50	30	40	20	30		
		Cci	30	40	30	40	20	30		
		Ccj	30	40	30	40	20	30		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cco	50	80	50	80	50	80		
		Cci	50	70	50	70	50	70		
		Ccj	50	70	50	70	50	70		
101	製版業	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cco	30	50	30	60	30	50		
		Cci	30	40	30	50	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
103	複合肥料製造業	Cco	30	40	30	50	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
105	ソーダ工業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
106	電炉工業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
107	無機顔料製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
107項の備考	黄鉛製造工程を有するものにあっては	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	20	40	20	40	20	40		
		Cci	20	40	20	40	20	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
108項の備考 (1)	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては	Cco	40	50	70	80	40	50		
		Cci	40	50	70	80	40	50		
		Ccj	40	50	60	70	40	50		
108項の備考 (2)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの	Cco	60	90	60	70	60	90		
		Cci	60	80	60	70	60	80		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		
109項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあっては	Cco	210	220	210	280	150	160		
		Cci	210	220	210	220	150	160		
		Ccj	190	210	190	210	150	160		
109項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又は アセトアルデヒドの製造工程にあって は	Cco	100	110	100	110	100	110		
		Cci	80	90	80	90	80	90		
		Ccj	80	90	80	90	80	90		
109項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあっては	Cco	140	150	140	160	140	150		
		Cci	130	150	130	150	130	150		
		Ccj	130	150	130	150	130	150		
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中 間物・合成染料・有機顔料製造工程に 係るもの	Cco	50	60	50	80	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
110項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造 工程にあっては	Cco	190	200	190	250	190	200		
		Cci	190	200	190	210	190	200		
		Ccj	180	190	180	200	180	190		
111	石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
111項の備考	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニ トリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 の製造工程にあっては	Cco	70	80	70	80	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	70	80	70	80	70	80		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ ム製造工程に係るもの	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
112項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程 にあっては	Cco	50	60	50	70	50	60		
		Cci	50	60	50	70	50	60		
		Ccj	50	60	50	70	50	60		
112項の備考 (2)	クロロブレンゴム製造工程にあっては	Cco	130	140	130	140	130	140		
		Cci	130	140	130	140	130	140		
		Ccj	130	140	130	140	130	140		
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化 学工業製品製造工程(脂肪族系中間 物製造工程、環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程、プラスチック製造 工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
113項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあっては	Cco	270	280	270	290	270	280		
		Cci	260	270	260	280	260	270		
		Ccj	260	270	260	280	260	270		
113項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあっては	Cco	180	190	180	230	180	190		
		Cci	180	190	180	210	180	190		
		Ccj	160	170	160	190	160	170		
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるもの を除く。)	Cco	60	70	60	75	60	70		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
115	脂肪族系中間物製造業	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	50	60	50	70	50	60		
115項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程 にあっては	Cco	210	540	210	220	210	540		
		Cci	210	220	210	220	210	220		
		Ccj	190	210	190	210	190	210		
115項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又は アセトアルデヒドの製造工程にあって は	Cco	100	110	100	120	100	110		
		Cci	80	100	80	100	80	100		
		Ccj	80	100	80	100	80	100		
115項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあっては	Cco	140	150	140	150	140	150		
		Cci	130	140	130	140	130	140		
		Ccj	130	140	130	140	130	140		
116	メタン誘導品製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
117	発酵工業	Cco	120	130	120	130	120	130		
		Cci	110	120	110	130	110	120		
		Ccj	110	120	110	130	110	120		
118	コールタール製品製造業	Cco	120	130	120	140	120	130		
		Cci	120	130	120	140	120	130		
		Ccj	120	130	120	140	120	130		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造 業	Cco	50	100	50	60	50	100		
		Cci	50	80	50	60	50	80		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
119項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造 工程にあっては	Cco	190	200	190	350	190	200		
		Cci	190	200	190	210	190	200		
		Ccj	190	200	190	210	190	200		
120	プラスチック製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
120項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニ トリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 の製造工程にあっては	Cco	70	80	70	80	70	80		
		Cci	50	70	50	60	50	70		
		Ccj	50	70	50	60	50	70		
120項の備考 (2)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの 製造工程にあっては	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
121	合成ゴム製造業	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
121項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程 にあっては	Cco	70	80	70	80	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	70	80	70	80	70	80		
121項の備考 (2)	クロロブレンゴム製造工程にあっては	Cco	130	140	130	140	130	140		
		Cci	130	140	130	140	130	140		
		Ccj	130	140	130	140	130	140		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを 除く。)	Cco	50	90	50	90	50	90		
		Cci	50	90	50	90	50	90		
		Ccj	50	80	50	80	50	80		
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあっては	Cco	280	290	280	320	150	160		
		Cci	270	280	270	280	150	160		
		Ccj	270	280	270	280	150	160		
122項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあっては	Cco	180	240	180	235	180	240		
		Cci	180	210	180	210	180	210		
		Ccj	160	170	160	190	160	170		
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレー ヨンの製造に係るもの	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセ テートの製造に係るもの	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
125	合成繊維製造業	Cco	30	40	30	60	30	40		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
125項の備考	アクリル系繊維製造工程にあっては	Cco	60	70	60	80	60	70		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	30	50	30	50	30	50		
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
127	石けん・合成洗剤製造業	Cco	10	20	10	30	10	20		
		Cci	10	15	10	15	10	15		
		Ccj	10	15	10	15	10	15		
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるもの を除く。)	Cco	40	50	40	100	40	50		
		Cci	40	50	40	80	40	50		
		Ccj	40	50	40	80	40	50		
129	塗料製造業	Cco	40	50	40	100	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
130	印刷インキ製造業	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco	70	100	70	100	70	100		
		Cci	70	90	70	90	70	90		
		Ccj	60	70	60	90	60	70		
131項の備考	平成8年9月1日前の特定施設に係る 量にあっては	Cco	70	100	70	100	70	100		
		Cci	70	90	70	90	70	90		
		Ccj	70	90	70	90	70	90		
132	医薬品製剤製造業	Cco	30	80	30	80	30	80		
		Cci	30	60	30	60	30	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
133	生物学的製剤製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
135	動物用医薬品製造業	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	50	60	50	70	50	60		
136	火薬類製造業	Cco	20	30	20	40	20	30		
		Cci	20	30	20	40	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
136項の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造 工程にあつては	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	50	60	50	70	50	60		
137	農薬製造業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
138	合成香料製造業	Cco	120	130	120	160	120	130		
		Cci	110	120	110	120	110	120		
		Ccj	110	120	110	120	110	120		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除 く。)	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	Cco	30	40	30	50	30	40		
		Cci	30	40	30	50	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造 業を含む。)	Cco	20	40	20	30	20	40		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
143	写真感光材料製造業	Cco	10	15	10	15	10	15		
		Cci	10	15	10	15	10	15		
		Ccj	10	15	10	15	10	15		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	180	170	180	160	170		
		Cci	170	180	170	180	160	170		
		Ccj	130	140	130	140	130	140		
146	化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。)	Cco	40	70	40	70	40	70		
		Cci	40	50	40	60	40	50		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		
147	石油精製業	Cco	20	30	20	40	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
147項の備考	潤滑油製造工程を有するものにあっては	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
148項の備考	硫酸洗浄工程を有するものにあっては	Cco	40	50	40	80	40	50		
		Cci	40	50	40	70	40	50		
		Ccj	40	50	40	70	40	50		
149	コークス製造業	Cco	180	190	180	200	180	190		
		Cci	180	190	180	190	180	190		
		Ccj	90	100	90	120	90	100		
150	石油コークス製造業	Cco	70	80	70	80	70	80		
		Cci	70	80	70	80	70	80		
		Ccj	50	60	50	70	50	60		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	15	10	20	10	15		
		Ccj	10	15	10	20	10	15		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	Cco	60	70	60	70	60	70		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	Cco	20	50	20	40	20	50		
		Cci	20	40	20	40	20	40		
		Ccj	20	40	20	40	20	40		
154	なめしかわ製造業	Cco	100	110	100	110	100	110		
		Cci	100	110	100	110	100	110		
		Ccj	100	110	100	110	100	110		
155	毛皮製造業	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
156	板ガラス製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
157	板ガラス加工業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
158	ガラス製加工素材製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
159	ガラス容器製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
162	ガラス繊維(長纖維に限る。)・同製品 製造業	Cco	50	60	50	60	50	60		
		Cci	50	60	50	60	50	60		
		Ccj	50	60	50	60	50	60		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	10	20	10	30	10	20		
		Cci	10	20	10	30	10	20		
		Ccj	10	20	10	30	10	20		
165	生コンクリート製造業	Cco	10	15	10	30	10	15		
		Cci	10	15	10	30	10	15		
		Ccj	10	15	10	30	10	15		
166	コンクリート製品製造業	Cco	10	20	10	30	10	20		
		Cci	10	20	10	30	10	20		
		Ccj	10	20	10	30	10	20		
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	Cco	10	20	10	30	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
168	黒鉛電極製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
169	砕石製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
172	うわ薬製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
173	高炉による製鉄業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	15	10	20	10	15		
174	173項の備考	コークス炉を有するものにあっては	Cco	40	50	40	60	40	50	
			Cci	30	40	30	50	30	40	
			Ccj	30	40	30	50	30	40	
175	フェロアロイ製造業		Cco	20	30	20	30	20	30	
			Cci	20	30	20	30	20	30	
			Ccj	20	30	20	30	20	30	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる ものを除く。)		Cco	10	20	10	30	10	20	
			Cci	10	20	10	30	10	20	
			Ccj	10	20	10	30	10	20	

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
181	冷間ロール成形形鋼製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
182	鋼管製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
183	伸鉄業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
184	磨棒鋼製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	15	10	15	10	15		
		Ccj	10	15	10	15	10	15		
185	引抜钢管製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	15	10	15	10	15		
		Ccj	10	15	10	15	10	15		
186	伸線業	Cco	10	30	10	20	10	25		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
187	ブリキ製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
188	亜鉛鉄板製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
189	めっき钢管製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
190	めっき鉄鋼線製造業	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
192	鍛鋼製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
193	鍛工品製造業	Cco	10	20	10	15	10	15		
		Cci	10	20	10	15	10	15		
		Ccj	10	20	10	15	10	15		
194	鋳鋼製造業	Cco	10	20	10	30	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
196	鋳鉄管製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
197	可鍛鋳鉄製造業	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
198	鉄粉製造業	Cco	10	15	10	15	10	15		
		Cci	10	15	10	15	10	15		
		Ccj	10	15	10	15	10	15		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	Cco	10	20	10	20	10	20		
		Cci	10	20	10	20	10	20		
		Ccj	10	20	10	20	10	20		
200	非鉄金属製造業	Cco	10	30	10	30	10	30		
		Cci	10	20	10	30	10	20		
		Ccj	10	20	10	30	10	20		
201	電気めつき業	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	60	40	60	40	60		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	Cco	10	30	10	30	10	30		
		Cci	10	20	10	30	10	20		
		Ccj	10	20	10	30	10	20		
203	一般機械器具製造業	Cco	10	30	10	30	10	30		
		Cci	10	20	10	30	10	20		
		Ccj	10	20	10	30	10	20		
204	電子回路製造業	Cco	20	40	20	40	20	40	プリント回路製造業 日本標準産業分類による名 称変更	
		Cci	20	30	20	40	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械 器具製造業又は情報通信機械器具製 造業	Cco	10	30	10	30	10	30	電気機械器具製造業(前項 に掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含む。 日本標準産業分類による名 称変更	
		Cci	10	30	10	30	10	30		
		Ccj	10	30	10	30	10	30		
206	輸送用機械器具製造業	Cco	10	30	10	30	10	30		
		Cci	10	30	10	20	10	30		
		Ccj	10	30	10	20	10	30		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
207	精密機械器具製造業	Cco	10	25	10	20	10	25		
		Cci	10	15	10	20	10	15		
		Ccj	10	15	10	20	10	15		
208	ガス製造工場	Cco	20	30	20	30	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
209	下水道業	Cco	20	60	20	60	20	60		
		Cci	20	40	20	40	20	40		
		Ccj	20	40	20	40	20	40		
209項の備考	標準活性汚泥法その他これと同程度 に下水を処理することができる方法より 高度に下水を処理することができる方 法により下水を処理するものにあって は	Cco	10	30	10	30	10	30		
		Cci	10	30	10	30	10	30		
		Ccj	10	30	10	30	10	30		
210	空瓶卸売業	Cco	30	40	30	40	30	40		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法 律第百六十号)第六条に規定する施 設をいう。)	Cco	30	40	30	50	30	40		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cco	50	80	50	80	50	80		
		Cci	40	60	40	70	40	60		
		Ccj	30	50	30	60	30	50		
213	飲食店	Cco	50	70	50	70	50	70		
		Cci	40	60	40	60	40	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
213項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし 尿浄化槽を使用するものにあっては	Cco	30	30	30	30	30	30		
		Cci	30	30	30	30	30	30		
		Ccj	30	30	30	30	30	30		
214	宿泊業	Cco	50	70	50	70	50	70		
		Cci	40	60	40	60	40	60		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
214項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし 尿浄化槽を使用するものにあっては	Cco	30	30	30	30	30	30		
		Cci	30	30	30	30	30	30		
		Ccj	30	30	30	30	30	30		
215	リネンサプライ業	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	50	40	70	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cco	40	60	40	90	40	60		
		Cci	40	50	40	65	40	50		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	Cco	60	80	60	80	60	80		
		Cci	60	70	60	70	60	70		
		Ccj	60	70	60	70	60	70		
219	自動車整備業	Cco	20	30	20	40	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
220	病院	Cco	30	60	30	60	30	60		
		Cci	30	40	30	50	30	40		
		Ccj	30	40	30	50	30	40		
220項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし 尿浄化槽を使用するものにあっては	Cco	30	30	30	30	30	30		
		Cci	30	30	30	30	30	30		
		Ccj	30	30	30	30	30	30		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25年政令第三百三十八号)第三十二 条第一項の表に規定する算定方法に より算定した処理対象人員が501人以 上のものに限る。)	Cco	30	70	30	70	30	70		
		Cci	30	50	30	50	30	50		
		Ccj	30	50	30	50	30	50		
221項の備考 (1)	第二欄により算定した処理対象人員が 5,000人以下のものにあっては	Cco	40	70	40	70	40	50		
		Cci	30	50	30	50	30	50		
		Ccj	30	50	30	50	30	50		
221項の備考 (2)	第二欄により算定した処理対象人員が 5,000人以下のものであって、昭和55 年7月建設省告示第千二百九十二号 が適用される前のものにあっては	Cco	40	80	40	80	40	50		
		Cci	40	80	40	80	40	50		
		Ccj	30	50	30	50	30	50		
221項の備考 (3)	第二欄に規定する表に定める構造を 有するし尿浄化槽より高度にし尿を処 理することができる方法によりし尿を処 理するものにあっては	Cco	10	40	10	40	10	40		
		Cci	10	40	10	40	10	40		
		Ccj	10	40	10	40	10	40		
221項の備考 (4)	平成18年2月1日以後に設置されるも のにあっては	Cco	30	30	30	30	30	30		
		Cci	30	30	30	30	30	30		
		Ccj	30	30	30	30	30	30		
221項の備考 (5)	(4)のうち、建築基準法施行令第三十 二条第三項第二号に規定する技術上 の基準を満たす構造のし尿浄化槽より 高度にし尿を処理することができる方 法によりし尿を処理するするものにあつ ては	Cco	10	25	10	25	10	25		
		Cci	10	25	10	25	10	25		
		Ccj	10	25	10	25	10	25		
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三 十二条第一項の表に規定する算定方 法により算定した処理対象人員が201 人以上500人以下のものに限る。)	Cco	50	80	50	80	50	80		
		Cci	50	80	50	80	50	80		
		Ccj	30	60	30	60	30	60		
222項の備考 (1)	昭和55年7月建設省告示第千二百九 十二号が適用される前のものにあって は	Cco	70	90	70	90	70	90		
		Cci	70	90	70	90	70	90		
		Ccj	40	80	40	80	40	80		
222項の備考 (2)	平成18年2月1日以後に設置されるも のにあっては	Cco	30	30	30	30	30	30		
		Cci	30	30	30	30	30	30		
		Ccj	30	30	30	30	30	30		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの を除く。)	Cco	40	60	40	60	40	50		
		Cci	30	50	30	50	30	50		
		Ccj	20	40	20	40	20	40		
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの にあっては	Cco	50	60	50	60	40	50		
		Cci	30	50	30	50	30	50		
		Ccj	20	40	20	40	20	40		
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたも のにあっては	Cco	40	60	40	60	40	50		
		Cci	40	60	40	60	40	50		
		Ccj	20	40	20	40	20	40		

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
223項の備考 (3)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式 酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法 を加えた方法より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあっては	Cco	10	50	10	50	10	50	下段:第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		Cci	10	50	10	50	10	50		
		Ccj	10	40	10	40	10	40		
224	ごみ処理業	Cco	30	70	30	50	30	70		
		Cci	30	40	30	40	30	40		
		Ccj	30	40	30	40	30	40		
225	廃油処理業	Cco	20	30	20	40	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	Cco	20	30	20	40	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
227	死亡獣畜取扱業	Cco	40	50	40	50	40	50		
		Cci	40	50	40	50	40	50		
		Ccj	40	50	40	50	40	50		
228	と畜場	Cco	40	60	40	80	40	60		
		Cci	40	60	40	60	40	60		
		Ccj	40	50	40	60	40	50		
229	中央卸売市場	Cco	20	30	20	50	20	30		
		Cci	20	30	20	30	20	30		
		Ccj	20	30	20	30	20	30		
230	地方卸売市場	Cco	20	40	20	50	20	40		
		Cci	20	30	20	40	20	30		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	Cco	20	50	20	50	20	50		
		Cci	20	35	20	40	20	35		
		Ccj	20	30	20	40	20	30		
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	Cco	10	120	10	120	10	120		
		Cci	10	90	10	90	10	90		
		Ccj	10	90	10	90	10	90		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にかけての変更等の概要	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
2	畜産農業	C no	60	200	60	130	60	120		
		C ni	60	70	60	70	60	70		
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあっては	C no	-	-	-	-	60	200	新規に備考欄を追加	
		C ni	-	-	-	-	60	70		
3	天然ガス鉱業	C no	60	150	60	150	60	150		
		C ni	60	70	60	70	60	70		
4	非金属鉱業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	15	25	10	15		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	C no	25	50	30	60	25	50	肉製品製造業	
		C ni	10	25	10	35	10	25	日本標準産業分類による名 称変更	
6	乳製品製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C no	30	40	30	40	30	40		
		C ni	10	20	10	35	10	20		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
9	寒天製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	C no	25	35	45	55	25	35		
		C ni	10	20	10	50	10	20		
12	冷凍水産物製造業	C no	25	55	45	55	25	55		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
13	冷凍水産食品製造業	C no	30	55	45	55	30	55		
		C ni	10	40	10	50	10	40		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	C no	25	50	45	55	25	50		
		C ni	10	30	10	50	10	30		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
16	野菜漬物製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
17	味噌製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C no	25	120	45	95	25	120		
		C ni	10	35	10	50	10	35		
19	うま味調味料製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
20	ソース製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
21	食酢製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
22	砂糖精製業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C no	15	30	20	145	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
24	小麦粉製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
25	パン製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
26	生菓子製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
27	ビスケット類・干菓子製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
28	米菓製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
30	植物油脂製造業	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
31	動物油脂製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
32	食用油脂加工業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
34	穀類でんぶん製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
35	めん類製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
37	豆腐・油揚製造業	C no	20	40	30	40	20	40		
		C ni	10	25	10	35	10	25		
38	あん類製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
39	冷凍調理食品製造業	C no	20	35	30	40	20	35		
		C ni	10	20	10	35	10	20		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
41	清涼飲料製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
42	果実酒製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
43	ビール製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
44	清酒製造業	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
45	蒸留酒・混成酒製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
46	インスタントコーヒー製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
47	配合飼料製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
48	単体飼料製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
49	有機質肥料製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
50	たばこ製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
55	織維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の織維製品に係るものなどを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
57	織維工業で麻製織工程に係るもの	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
58	織維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
59	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C no	10	30	20	40	10	30		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
59項の備考	綿織物捺染工程にあっては	C no	60	80	60	100	60	80		
		C ni	10	55	10	60	10	55		
60	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C no	15	25	20	40	15	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
62	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C no	10	30	20	30	10	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
63	織維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
64	織維工業で不織布製造工程に係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
65	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
66	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
67	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	25	10	25	10	25		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	C no	10	25	20	30	10	25		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
75	木材薬品処理業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしあセミグランブルプ製造工程又は未さらしあセミカルブルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしあセミグランブルプ製造工程(前工程の未さらしあセミグランブルプ製造工程を含む。)又はさらしあセミカルブルプ製造工程(前工程の未さらしあセミカルブルプ製造工程を含む。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしあクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしあクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしあクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
89	機械すき和紙製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
90	手すき和紙製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
91	塗工紙製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
92	段ボール製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
93	重包装紙袋製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
94	セロファン製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
95	乾式法による纖維板製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	25	10	25	10	25		
101	製版業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C no	15	25	15	90	15	25		
		C ni	10	15	10	70	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考(第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にかけての変更等の概要	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあっては	C no	40	150	40	100	40	120		
		C ni	30	40	30	70	30	40		
102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程にあっては	C no	200	210	200	430	200	210		
		C ni	200	210	200	210	200	210		
102項の備考 (3)	尿素製造工程にあっては	C no	1100	1200	1500	1600	700	800		
		C ni	1100	1200	1100	1200	700	800		
103	複合肥料製造業	C no	15	35	15	45	15	35		
		C ni	10	15	10	45	10	15		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
105	ソーダ工業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
106	電炉工業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
107	無機顔料製造業	C no	25	40	50	110	25	40		
		C ni	20	30	40	60	20	30		
107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあっては	C no	50	700	50	700	50	700		
		C ni	40	600	40	600	40	600		
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	20	50	20	50	20	50		
		C ni	10	40	10	40	10	40		
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	C no	50	6000	50	6000	50	5300		
		C ni	40	6000	40	6000	40	5300		
108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程にあっては	C no	50	750	50	750	50	750		
		C ni	40	750	40	750	40	750		
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	C no	50	6000	50	6000	50	5000		
		C ni	40	6000	40	6000	40	5000		
108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工程にあっては	C no	50	150	50	150	50	120		
		C ni	40	150	40	150	40	120		
108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあっては	C no	50	210	50	210	50	210		
		C ni	40	210	40	210	40	210		
108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程にあっては	C no	50	230	50	400	50	230		
		C ni	40	230	40	300	40	230		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	C no	50	160	50	160	50	120		
		C ni	40	60	40	60	40	60		
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	C no	15	60	15	80	15	50		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	50	240	50	240	50	200		
		C ni	40	50	40	55	40	50		
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	C no	15	30	15	50	15	30		
		C ni	10	25	10	35	10	25		
110項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	15	60	60	180	15	60		
		C ni	10	30	50	60	10	30		
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	C no	15	60	15	60	15	45		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	C no	15	25	15	80	15	25		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	C no	50	145	50	160	50	130		
		C ni	15	40	40	55	15	40		
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	C no	15	40	15	60	15	40		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
113項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	15	55	20	60	15	55		
		C ni	10	30	15	35	10	30		
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	25	15	60	15	25		
		C ni	10	20	10	30	10	20		
115	脂肪族系中間物製造業	C no	15	35	15	80	15	35		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	45	120	50	150	45	120		
		C ni	20	40	40	55	20	40		
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	C no	300	2750	500	510	300	1800		
		C ni	300	500	500	510	300	500		
116	メタン誘導品製造業	C no	15	60	15	40	15	60		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
117	発酵工業	C no	15	55	15	40	15	40		
		C ni	10	20	10	30	10	20		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
118	コールタール製品製造業	C no	330	530	800	1000	330	530		
		C ni	170	410	800	1000	170	410		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C no	15	55	15	70	15	55		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
119項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	30	100	60	180	30	100		
		C ni	10	50	50	120	10	50		
120	プラスチック製造業	C no	10	25	15	50	10	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
120項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	C no	20	70	50	150	20	65		
		C ni	10	35	40	55	10	35		
121	合成ゴム製造業	C no	15	45	15	50	15	45		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
121項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	C no	40	100	50	150	40	100		
		C ni	20	40	40	55	20	40		
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	70	15	80	15	70		
		C ni	10	15	10	35	10	15		
122項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	20	85	20	85	20	85		
		C ni	15	35	15	35	15	35		
122項の備考 (2)	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては	C no	20	210	20	420	20	210		
		C ni	15	30	15	420	15	30		
122項の備考 (3)	メラミン製造工程にあっては	C no	850	1500	850	1500	850	1500		
		C ni	850	1500	850	1500	850	1500		
122項の備考 (4)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	C no	15	200	15	1000	15	200		
		C ni	10	35	10	35	10	35		
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	20	10	20	10	20		
125	合成繊維製造業	C no	10	15	15	30	10	15		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
125項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no	50	60	50	150	50	60		
		C ni	35	50	40	55	35	50		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C no	10	30	15	55	10	30		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
127	石けん・合成洗剤製造業	C no	15	25	15	55	15	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	55	15	55	15	55		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
129	塗料製造業	C no	15	30	15	55	15	30		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
130	印刷インキ製造業	C no	15	30	15	25	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
131	医薬品原薬・製剤製造業	C no	15	45	15	75	15	45		
		C ni	10	15	10	40	10	15		
131項の備考	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては	C no	25	120	25	130	25	120		
		C ni	20	30	20	40	20	30		
132	医薬品製剤製造業	C no	10	20	15	25	10	20		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
133	生物学的製剤製造業	C no	10	20	15	25	10	20		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
134	生薬・漢方製剤製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
135	動物用医薬品製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
136	火薬類製造業	C no	15	65	15	65	15	35		
		C ni	10	20	10	30	10	20		
137	農薬製造業	C no	15	70	15	80	15	70		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
138	合成香料製造業	C no	15	35	15	90	15	35		
		C ni	10	20	10	30	10	20		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	15	70	15	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	C no	15	25	15	30	15	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C no	15	25	15	55	15	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
143	写真感光材料製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	20	10	20	10	20		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	15	10	15		
145	イオン交換樹脂製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	55	15	60	15	50		
		C ni	10	20	10	30	10	20		
147	石油精製業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
149	コークス製造業	C no	500	950	600	1000	500	950		
		C ni	320	400	400	800	320	400		
150	石油コークス製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
154	なめしかわ製造業	C no	20	75	20	75	20	75		
		C ni	10	15	10	75	10	15		
155	毛皮製造業	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	20	10	30	10	20		
156	板ガラス製造業	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
157	板ガラス加工業	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	20	10	25	10	20		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
158	ガラス製加工素材製造業	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
159	ガラス容器製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	20	10	15		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品 製造業	C no	15	25	20	30	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	10	25	20	30	10	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
165	生コンクリート製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
166	コンクリート製品製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C no	10	20	20	30	10	20		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
168	黒鉛電極製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
169	碎石製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	C no	10	25	20	30	10	25		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
172	うわ葉製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
173	高炉による製鉄業	C no	10	20	15	35	10	20		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
173項の備考 (1)	ヨークス製造工程にあっては	C no	500	950	600	1000	500	950		
		C ni	320	400	400	800	320	400		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	100	55	100	55	100		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
175	フェロアロイ製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	100	55	100	55	100		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	100	55	100	55	100		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	15	55	10	15		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	100	55	100	55	100		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
182	鋼管製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
183	伸鉄業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
184	磨棒鋼製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	45	55	55	65	45	55		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
185	引抜鋼管製造業	C no	15	25	15	45	15	25		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
186	伸線業	C no	15	40	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
187	ブリキ製造業	C no	10	15	15	35	10	15		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
188	亜鉛鉄板製造業	C no	10	15	15	45	10	15		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
189	めっき钢管製造業	C no	15	50	15	40	15	50		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
190	めっき鉄鋼線製造業	C no	15	50	15	25	15	50		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	10	55	15	35	10	55		
		C ni	10	15	10	30	10	15		
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
192	鍛鋼製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
193	鍛工品製造業	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
194	鋳鋼製造業	C no	10	20	15	25	10	20		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
196	鋳鉄管製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考(第7次と同じ場合は省略) 下段:第6次から第7次にかけての変更等の概要	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
197	可鍛鋳鉄製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
198	鉄粉製造業	C no	10	15	15	25	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no	15	25	15	25	15	25		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
	199項の備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	55	65	55	65	55	65		
		C ni	40	50	40	60	40	50		
200	非鉄金属製造業	C no	15	35	20	70	15	35		
		C ni	10	15	10	60	10	15		
201	電気めっき業	C no	20	40	20	30	20	40		
		C ni	10	30	10	30	10	30		
	201項の備考 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては	C no	50	120	60	130	50	120		
		C ni	35	55	50	120	35	55		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	40	20	40	15	40		
		C ni	10	25	10	35	10	25		
	202項の備考 (1) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C no	40	50	60	70	40	50		
		C ni	25	40	50	65	25	40		
	202項の備考 (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C no	55	120	60	90	55	90		
		C ni	35	50	50	90	35	50		
203	一般機械器具製造業	C no	20	35	20	35	20	35		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
	203項の備考 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	C no	20	45	20	45	20	40		
		C ni	10	20	10	25	10	20		
204	電子回路製造業	C no	15	30	20	30	15	30	プリント回路製造業	
		C ni	10	20	10	25	10	20	日本標準産業分類による名称変更	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	C no	15	30	20	30	15	30	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	
		C ni	10	15	10	25	10	15	日本標準産業分類による名称変更	
	205項の備考 (1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C no	15	30	30	40	15	30		
		C ni	10	20	20	35	10	20		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあっては	C no	20	45	30	60	20	45		
		C ni	15	25	20	35	15	25		
206	輸送用機械器具製造業	C no	15	30	20	30	15	30		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C no	20	35	25	50	20	35		
		C ni	10	20	20	30	10	20		
207	精密機械器具製造業	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
207項の備考	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあっては	C no	30	45	30	45	30	45		
		C ni	10	25	10	25	10	25		
208	ガス製造工場	C no	10	15	20	30	10	15		
		C ni	10	15	10	25	10	15		
209	下水道業	C no	10	40	10	40	10	40		
		C ni	10	40	10	40	10	40		
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	C no	10	20	10	20	10	20		
		C ni	10	20	10	20	10	20		
209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあっては	C no	10	60	10	60	10	60		
		C ni	10	60	10	60	10	60		
210	空瓶卸売業	C no	20	30	25	35	20	30		
		C ni	10	15	15	30	10	15		
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。)	C no	15	30	25	35	15	30		
		C ni	10	15	15	30	10	15		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C no	15	30	25	35	15	30		
		C ni	10	15	15	30	10	15		
213	飲食店	C no	25	60	25	60	25	60		
		C ni	10	30	15	45	10	30		
214	宿泊業	C no	25	45	25	60	25	45		
		C ni	15	30	15	45	15	30		
215	リネンサプライ業	C no	10	20	25	35	10	20		
		C ni	10	15	15	30	10	15		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種その他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C no	15	25	25	35	15	25		
		C ni	10	20	15	30	10	20		
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	C no	20	30	25	35	20	30		
		C ni	15	25	15	30	15	25		
219	自動車整備業	C no	15	25	25	35	15	25		
		C ni	10	20	15	30	10	20		
220	病院	C no	25	60	25	60	25	60		
		C ni	15	25	15	45	15	25		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	C no	20	60	20	60	20	60		
		C ni	10	40	10	40	10	40		
221項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C no	20	30	20	30	20	30		
		C ni	10	30	10	30	10	30		
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	C no	20	60	20	60	20	60		
		C ni	10	50	10	50	10	50		
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C no	20	40	20	40	20	40		
		C ni	10	40	10	40	10	40		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るもの除く。)	C no	20	60	20	60	20	60		
		C ni	10	40	10	40	10	40		
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C no	20	50	20	50	20	50		
		C ni	10	30	10	30	10	30		
224	ごみ処理業	C no	20	30	25	35	20	30		
		C ni	10	20	15	30	10	20		
225	廃油処理業	C no	10	30	25	35	10	30		
		C ni	10	15	15	30	10	15		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	C no	20	50	40	50	20	50		
		C ni	10	40	20	45	10	40		
227	死亡獣畜取扱業	C no	25	35	25	35	25	35		
		C ni	15	25	15	30	15	25		

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段:第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
228	と畜場	C no	25	60	25	60	25	60		
		C ni	15	25	15	30	15	25		
229	中央卸売市場	C no	20	30	25	35	20	30		
		C ni	15	25	15	30	15	25		
230	地方卸売市場	C no	20	30	25	35	20	30		
		C ni	15	25	15	30	15	25		
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	C no	20	35	25	35	20	35		
		C ni	10	25	15	30	10	25		
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	C no	10	60	10	60	10	60		
		C ni	10	50	10	60	10	50		

下段:第6次から第7次にか
けての変更等の概要

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C po 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
2	畜産農業	C po	8	40	8	30	8	36		
		C pi	8	9	8	9	8	9		
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあっては	C po	-	-	-	-	8	40	新規に備考欄を追加	
		C pi	-	-	-	-	8	9		
3	天然ガス鉱業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
4	非金属鉱業	C po	1	2	1.5	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1.5	2.5	1	1.5		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	C po	4	16	4	16	4	16	肉製品製造業	
		C pi	1	6	1	8	1	6	日本標準産業分類による名 称変更	
6	乳製品製造業	C po	5	8.5	5	16	5	8.5		
		C pi	1	3.5	1	8	1	3.5		
7	畜産食料品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	C po	5.5	11	8	16	5.5	11		
		C pi	1	5.5	1	8.5	1	5.5		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	C po	3	4	3	5.5	3	4		
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5		
9	寒天製造業	C po	3	5.5	3	7.5	3	5.5		
		C pi	1.5	2.5	1.5	5.5	1.5	2.5		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C po	3	6.5	3	6	3	6		
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	C po	3	7.5	3	12	3	7.5		
		C pi	1	3.5	1.5	8	1	3.5		
12	冷凍水産物製造業	C po	3	8	3	12	3	8		
		C pi	1.5	5.5	1.5	8	1.5	5.5		
13	冷凍水産食品製造業	C po	4	8	4	12	4	8		
		C pi	1	6	1	8	1	6		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項か ら前項までに掲げるものを除き、魚介 類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	C po	3	8	3	12	3	8		
		C pi	1.5	4	1.5	8	1.5	4		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 製造業	C po	3	7.5	3	12	3	7.5		
		C pi	1	3	1.5	5.5	1	3		
16	野菜漬物製造業	C po	2.5	6.5	3	7.5	2.5	6.5		
		C pi	1	3	1.5	5.5	1	3		
17	味噌製造業	C po	4	7.5	4	7.5	4	7.5		
		C pi	1.5	4.5	1.5	5.5	1.5	4.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C po 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)			
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾					
			下限	上限	下限	上限	下限	上限				
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	C po	4	8	8	9	4	8	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要			
		C pi	1.5	3	1.5	8.5	1.5	3				
19	うま味調味料製造業	C po	1.5	8	3	5.5	1.5	8				
		C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5				
20	ソース製造業	C po	3	6	3	7.5	3	6				
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5				
21	食酢製造業	C po	3	4.5	3	7.5	3	4.5				
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3				
22	砂糖精製業	C po	1.5	5	3	4	1.5	4.5				
		C pi	1	2	1.5	4	1	2				
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	C po	3	6	3	7.5	3	6				
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3				
24	小麦粉製造業	C po	3	7.5	3	4	3	7.5				
		C pi	1.5	2.5	1.5	4	1.5	2.5				
25	パン製造業	C po	2	6	3	7.5	2	6				
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5				
26	生菓子製造業	C po	3	7.5	6	7.5	3	7.5				
		C pi	1	4	1	6.5	1	4				
27	ビスケット類・干菓子製造業	C po	3	4	3	4	3	4				
		C pi	1	1.5	1.5	4	1	1.5				
28	米菓製造業	C po	3	7.5	3	4	3	7.5				
		C pi	1.5	4.5	1.5	4	1.5	4.5				
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項か ら前項までに掲げるものを除く。)	C po	3	6	3	7.5	3	6				
		C pi	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3				
30	植物油脂製造業	C po	2.5	6	4	7.5	2.5	6				
		C pi	1	2	1.5	5.5	1	2				
31	動物油脂製造業	30項の備考 米糠を原料として使用するものにあつ ては	C po	4	8	4	16	4	8			
			C pi	1	2	1.5	5.5	1	2			
32	食用油脂加工業		C po	2	6	2	4.5	2	6			
			C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5			
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業		C po	2.5	3.5	3	4	2.5	3.5			
			C pi	1	2	1.5	4	1	2			
			C po	2	3	3	5.5	2	3			
			C pi	1	1.5	1.5	5.5	1	1.5			

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C po 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
34	穀類でんぶん製造業	C po	3	6.5	3	10	3	6.5	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1.5	3	1.5	8	1.5	3		
35	めん類製造業	C po	3	6.5	3	7.5	3	6.5		
		C pi	1	2.5	1.5	5.5	1	2.5		
37	豆腐・油揚製造業	C po	4	7.5	5	7.5	4	7.5		
		C pi	1	4.5	1	5.5	1	4.5		
38	あん類製造業	C po	3.5	12	5	12	3.5	9		
		C pi	1	4	1	8	1	4		
39	冷凍調理食品製造業	C po	4	8.5	8	9	4	8.5		
		C pi	1	4.5	1	8.5	1	4.5		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に 係るもの	C po	2.5	7.5	4	7.5	2.5	7.5		
		C pi	1	4.5	1.5	5.5	1	4.5		
41	清涼飲料製造業	C po	2.5	5.5	3	7.5	2.5	5.5		
		C pi	1	2	1.5	3.5	1	2		
42	果実酒製造業	C po	1.5	2.5	3	4	1.5	2.5		
		C pi	1	2.5	1.5	3.5	1	2.5		
43	ビール製造業	C po	3	4	3	4	3	4		
		C pi	1.5	2.5	1.5	3.5	1.5	2.5		
44	清酒製造業	C po	1.5	4	3	4	1.5	4		
		C pi	1	1.5	1.5	3.5	1	1.5		
45	蒸留酒・混成酒製造業	C po	2	4	3	4	2	4		
		C pi	1	1.5	1.5	3.5	1	1.5		
46	インスタントコーヒー製造業	C po	2.5	3.5	3	4	2.5	3.5		
		C pi	1	3	1.5	3.5	1	3		
47	配合飼料製造業	C po	2	3.5	2	3	2	3		
		C pi	1	2	1	3	1	2		
48	単体飼料製造業	C po	2	3.5	2	3.5	2	3.5		
		C pi	1	2	1	3	1	2		
49	有機質肥料製造業	C po	1.5	3.5	2	3	1.5	3.5		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
50	たばこ製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	C po	2	6	2	5.5	2	6		
		C pi	1	4	1	4.5	1	4		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
55	織維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の織維製品に係るものなどを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	C po	2	4.5	2	5.5	2	4.5	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5		
57	織維工業で麻製織工程に係るもの	C po	2	4.5	2	4.5	2	4.5		
		C pi	1	4	1	4.5	1	4		
58	織維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	C po	1	2	2	6.5	1	2		
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5		
59	織維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	C po	2	5.5	2	6.5	2	5.5		
		C pi	1	3	1	4.5	1	3		
60	織維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	6	2	5	2	6		
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5		
61	織維工業で綿状織維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	5	2	6.5	2	5		
		C pi	1	2	1	4.5	1	2		
62	織維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	1.5	4	2	6.5	1.5	4		
		C pi	1	2	1	4.5	1	2		
63	織維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	C po	2	5	2	9	2	5		
		C pi	1	3	1	4.5	1	3		
64	織維工業で不織布製造工程に係るもの	C po	1	2	2	6	1	2		
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5		
65	織維工業でフェルト製造工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
66	織維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	C po	1	2	2	4.5	1	2		
		C pi	1	2	1	4.5	1	2		
67	織維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	C po	2	3.5	2	3	2	3.5		
		C pi	1	3	1	3	1	3		
68	織維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	C po	1	3.5	2	4.5	1	3.5		
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	2.5	1	2.5	1	2.5		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
75	木材薬品処理業	C po	2	3	2	3	2	3	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で溶解パルプ製造工程に係る もの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でサルファイトパルプ製造工程 に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でグランドパルプ製造工程、リ フアイナーグランドパルプ製造工程又 はサーモメカニカルパルプ製造工程に 係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で未さらしけミグランドパルプ製 造工程又は未さらしちミケミカルパルプ 製造工程に係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしけミグランドパルプ製 造工程(前工程の未さらしけミグランドパ ルプ製造工程を含む。)又はさらしちミ ケミカルパルプ製造工程(前工程の未 さらしちミケミカルパルプ製造工程を含 む。)に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で未さらしきラフトパルプ製造工 程に係るもの(次項に掲げるものを除 <。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でさらしきラフトパルプ製造工 程(前工程の未さらしきラフトパルプ製 造工程を含む。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とするパルプ製 造工程に係るもの(次項に掲げるも のを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で古紙を原料とし脱インキ又は 漂白を行うパルプ製造工程(前工程の 離解工程を含む。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で木材又は古紙以外のものを 原料とするパルプ製造工程に係るもの	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業でグランドパルプ、リファイナ ークラフトパルプ又はサーモメカニカル パルプを主原料とする洋紙製造工程 (前工程のグランドパルプ、リファイ ナーグランドパルプ又はサーモメカニ カルパルプ製造工程を有するものに限 る。)に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で洋紙製造工程に係るもの(前 項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で板紙製造工程に係るもの	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
89	機械すき和紙製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
90	手すき和紙製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
91	塗工紙製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
92	段ボール製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
93	重包装紙袋製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
94	セロファン製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
95	乾式法による纖維板製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除 く。)	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工 品製造業(整理番号76の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷 するものを含む。)	Cpo	2	4	2	4.5	2	4		
		Cpi	1	3	1	3.5	1	3		
101	製版業	Cpo	2	3.5	2	4.5	2	3.5		
		Cpi	1	2	1	3.5	1	2		
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cpo	2	26.5	2	26.5	2	16		
		Cpi	1	26.5	1	26.5	1	16		
103	複合肥料製造業	Cpo	2	30	2	26.5	2	30		
		Cpi	1	30	1	26.5	1	30		
104	化学肥料製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		
105	ソーダ工業	Cpo	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
106	電炉工業	Cpo	2	3	2	3.5	2	3		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
107	無機顔料製造業	Cpo	1	3	2	4	1	3	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105の項から前項までに掲げるものを 除く。)	Cpo	1	2.5	2	5	1	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
108項の備考	りん及びりん化合物製造工程にあつて は	Cpo	2	40	2	40	2	40		
		Cpi	1	8	1	8	1	8		
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族 系中間物製造工程に係るもの	Cpo	1.5	3	2	4	1.5	3		
		Cpi	1	1.5	1	3.5	1	1.5		
109項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	Cpo	6.5	7.5	6.5	8	6.5	7.5		
		Cpi	4	5	4	8	4	5		
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中 間物・合成染料・有機顔料製造工程に 係るもの	Cpo	1	1.5	2	3.5	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		
110項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	Cpo	2.5	3.5	6.5	8	2.5	3.5		
		Cpi	1	1.5	4	8	1	1.5		
111	石油化学系基礎製品製造業でプラス チック製造工程に係るもの	Cpo	1.5	2.5	2	5	1.5	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ ム製造工程に係るもの	Cpo	1	2	2	3.5	1	2		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化 学工業製品製造工程(脂肪族系中間 物製造工程、環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造工程、プラスチック製造 工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	Cpo	1	2	2	3.5	1	2		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		
113項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	Cpo	2.5	3.5	6.5	8	2.5	3.5		
		Cpi	1	1.5	4	8	1	1.5		
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるもの を除く。)	Cpo	1	2.5	2	3.5	1	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		
115	脂肪族系中間物製造業	Cpo	1.5	2.5	2	5	1.5	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	3.5	1	1.5		
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は 中和剤として使用するものにあつては	Cpo	4	20	6.5	24	4	20		
		Cpi	2.5	4	4	8	2.5	4		
116	メタン誘導品製造業	Cpo	2	3	2	3.5	2	3		
		Cpi	1	2	1	3	1	2		
117	発酵工業	Cpo	1.5	3	2	4	1.5	3		
		Cpi	1	1.5	1	3	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
118	コールタール製品製造業	C po	2	3	2	3	2	3	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C po	1.5	3.5	2	5	1.5	3.5		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
119項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	C po	6.5	24	6.5	24	6.5	24		
		C pi	4	5	4	8	4	5		
120	プラスチック製造業	C po	1	3	2	3.5	1	3		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
121	合成ゴム製造業	C po	1.5	3.5	2	3.5	1.5	3.5		
		C pi	1	2	1	3	1	2		
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1.5	5	2	5	1.5	5		
		C pi	1	2	1	3	1	2		
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程にあっては	C po	2	23	2	60	2	16		
		C pi	1	2	1	3	1	2		
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
125	合成繊維製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
127	石けん・合成洗剤製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C po	1.5	3	2	3	1.5	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
129	塗料製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
130	印刷インキ製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
131	医薬品原薬・製剤製造業	C po	1.5	6	2	6	1.5	6		
		C pi	1	1.5	1	5	1	1.5		
131項の備考	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては	C po	1.5	8	4	8	1.5	8		
		C pi	1	2.5	1	5	1	2.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C po 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
132	医薬品製剤製造業	C po	1	2.5	2	3.5	1	2.5	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
133	生物学的製剤製造業	C po	1	2.5	2	5	1	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
134	生薬・漢方製剤製造業	C po	2	3	2	3.5	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
135	動物用医薬品製造業	C po	2	5	2	3.5	2	5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
136	火薬類製造業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
137	農薬製造業	C po	2	5.5	2	4	2	5.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
138	合成香料製造業	C po	2	4	2	4	2	3.5		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
139	香料製造業(前項に掲げるものを除 <。>)	C po	2	4	2	4	2	3.5		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造 業を含む。)	C po	2	4	2	4	2	3.5		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
143	写真感光材料製造業	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
145	イオン交換樹脂製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
146	化学工業(整理番号102の項から前項 までに掲げるものを除く。)	C po	1.5	2.5	2	4	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
147	石油精製業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除 <。>)	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
149	コークス製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
150	石油コークス製造業	C po	2	3	2	3	2	3	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
153	ゴム製品製造業(前二項に掲げるもの を除く。)	C po	1.5	3	2	3	1.5	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
154	なめしかわ製造業	C po	2	3	2	14.5	2	3		
		C pi	1	1.5	1	14.5	1	1.5		
155	毛皮製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
156	板ガラス製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
157	板ガラス加工業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
158	ガラス製加工素材製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
159	ガラス容器製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品 製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲 げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	2.5	2	3	1	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
165	生コンクリート製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
166	コンクリート製品製造業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
167	セメント製品製造業(前二項に掲げるも のを除く。)	Cpo	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
168	黒鉛電極製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
169	碎石製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cpo	1	2.5	2	3	1	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
172	うわ葉製造業	Cpo	1	2	2	3	1	2		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
173	高炉による製鉄業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
175	フェロアロイ製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる ものを除く。)	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を 含む。)又は電気炉(単独電気炉を含 む。)によるものに限る。)	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	2	2	3	1	2		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同 183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	1	2	2	3	1	2		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
182	鋼管製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
183	伸鉄業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
184	磨棒鋼製造業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
185	引抜钢管製造業	Cpo	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
186	伸線業	Cpo	1	1.5	2	3	1	1.5		
		Cpi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C po 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
187	ブリキ製造業	C po	2	3	2	3	2	3	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
188	亜鉛鉄板製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
189	めっき鋼管製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
190	めっき鉄鋼線製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の 項から前項までに掲げるものを除く。)	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
192	鍛鋼製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
193	鍛工品製造業	C po	2	3	2	3	2	3		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
194	鋳鋼製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197の項に掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
196	鋳鉄管製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
197	可鍛鋳鉄製造業	C po	1.5	2.5	2	3	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
198	鉄粉製造業	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	C po	1	1.5	2	3	1	1.5		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
200	非鉄金属製造業	C po	1	2	2	3	1	2		
		C pi	1	1.5	1	2.5	1	1.5		
201	電気めっき業	C po	1.5	5	2	4	1.5	5		
		C pi	1	3	1	3.5	1	3		
201項の備考	りん又はその化合物による表面処理施 設を設置するものにあっては	C po	2.5	8	4	8	2.5	8		
		C pi	1	4.5	1	4.5	1	4.5		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	C po	2	5.5	2	5.5	2	5.5		
		C pi	1	3	1	3.5	1	3		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C po 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C po	2.5	5.5	4	8	2.5	5.5	下段: 第6次から第7次にかけ ての変更等の概要	
		C pi	1	3	1	4.5	1	3		
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C po	8	17	8	50	8	16		
		C pi	1	6	1	8.5	1	6		
203	一般機械器具製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3		
		C pi	1	2	1	2.5	1	2		
204	電子回路製造業	C po	1	2.5	2	3	1	2.5	プリント回路製造業	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	日本標準産業分類による名 称変更	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	C po	1.5	3	2	3	1.5	3	電気機械器具製造業(前項 に掲げるものを除き、情報通 信機械器具製造業、電子部 品・デバイス製造業を含 む。)	
		C pi	1	2	1	2.5	1	2	日本標準産業分類による名 称変更	
205項の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C po	3	4.5	6	7	3	4.5		
		C pi	1	2	1	6.5	1	2		
206	輸送用機械器具製造業	C po	1	4	2	4	1	4		
		C pi	1	2	1	3.5	1	2		
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	C po	1.5	8	4	8	1.5	8		
		C pi	1	2	1	4.5	1	2		
207	精密機械器具製造業	C po	1.5	2.5	2	3.5	1.5	2.5		
		C pi	1	1.5	1	3	1	1.5		
208	ガス製造工場	C po	2	4.5	2	3.5	2	4.5		
		C pi	1	3.5	1	3.5	1	3.5		
209	下水道業	C po	1	4	1	4	1	4		
		C pi	1	4	1	4	1	4		
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高濃度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては	C po	1	2	1	2	1	2		
		C pi	1	2	1	2	1	2		
209項の備考 (2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては	C po	1	8	1	8	1	8		
		C pi	1	8	1	8	1	8		
210	空瓶卸売業	C po	4	5	4	5	4	5		
		C pi	2	3.5	2	4.5	2	3.5		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。)	C po	3	5	4	5	3	5	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1.5	2.5	2	4.5	1.5	2.5		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	C po	4	9	4	10	4	9		
		C pi	1.5	4.5	2	4.5	1.5	4.5		
213	飲食店	C po	3	5.5	4	8	3	5.5		
		C pi	2	4	2	5	2	4		
214	宿泊業	C po	3	5	4	5	3	5		
		C pi	2	4	2	4.5	2	4		
215	リネンサプライ業	C po	2.5	8	5	8	2.5	8		
		C pi	1	5	1	6	1	5		
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C po	2.5	7	5	8	2.5	7		
		C pi	1	3	1	6	1	3		
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	C po	4	5	4	5	4	5		
		C pi	2	4	2	4.5	2	4		
219	自動車整備業	C po	2.5	5	4	5	2.5	5		
		C pi	2	3	2	4.5	2	3		
220	病院	C po	3	5	4	5	3	5		
		C pi	2	4	2	4.5	2	4		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上ものに限る。)	C po	2	8	2	8	2	8		
		C pi	1	4	1	4	1	4		
221項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C po	1	3	1	3	1	3		
		C pi	1	3	1	3	1	3		
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	C po	2	8	2	8	2	8		
		C pi	1	5	1	5	1	5		
222項の備考	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C po	1	3.5	1	3.5	1	3.5		
		C pi	1	3.5	1	3.5	1	3.5		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)	C po	2	8	2	8	2	8		
		C pi	1	4	1	4	1	4		

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値の幅は第6次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		上段: 第6次における業種そ の他の区分及びその備考 (第7次と同じ場合は省略)	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾			
			下限	上限	下限	上限	下限	上限		
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式 酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法 を加えた方法より高度にし尿を処理す ることができる方法によりし尿を処理す るものにあっては	C po	2	4	2	4	2	4	下段: 第6次から第7次にか けての変更等の概要	
		C pi	1	3	1	3	1	3		
224	ごみ処理業	C po	1	2.5	4	5	1	2.5		
		C pi	1	1.5	2	4.5	1	1.5		
225	廃油処理業	C po	1	1.5	4	5	1	1.5		
		C pi	1	1.5	2	4.5	1	1.5		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるもの を除く。)	C po	1	3	4	8	1	3		
		C pi	1	1.5	1	4.5	1	1.5		
227	死亡獣畜取扱業	C po	2	4	4	5	2	4		
		C pi	2	3	2	4.5	2	3		
228	ヒ畜場	C po	4	9.5	4	10	4	9.5		
		C pi	2	4.5	2	4.5	2	4.5		
229	中央卸売市場	C po	4	5	4	5	4	5		
		C pi	2	3	2	4.5	2	3		
230	地方卸売市場	C po	2.5	5	4	5	2.5	5		
		C pi	1.5	4	2	4.5	1.5	4		
231	試験研究機関(規則第一条の二各号 に掲げるものをいう。)	C po	1.5	4.5	4	5	1.5	4.5		
		C pi	1	3	2	4.5	1	3		
232	整理番号2の項から前項までに分類さ れないもの	C po	1	8	1	8	1	8		
		C pi	1	8	1	8	1	8		

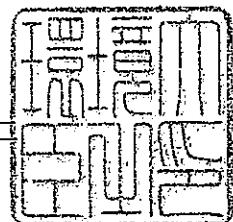
諮詢第278号
環水大水発第100518002号
平成22年5月18日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿



環境大臣

小沢 錄仁



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の
総量規制基準の設定方法について（諮詢）

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求める。

〔諮詢理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の総量削減に取り組んでおり、本年3月に第7次水質総量削減の在り方について、貴審議会から答申をいただいたところである。

今回の諮詢は、第7次水質総量削減における化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求めるものである。

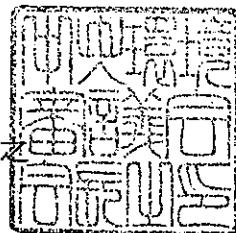


中環審第547号
平成22年5月18日



中央環境審議会水環境部会
部会長 松尾友矩 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の
総量規制基準の設定方法について (付議)

平成22年5月18日付け環水大水発第100518002号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
水環境部会に付議する。